

町営住宅入居者募集

	ディユ・コサカ(定住化促進住宅)	岩ノ下ハイツ(定住促進住宅)
【募集戸数】	1LDK3戸(A-1、A-4、B-4)、2LDK1戸(A-3)	3LDK1戸(B-2)
【入居条件】	所得下限あり・家財保険加入必須、単身入居は1LDKのみ可能	所得下限あり・単身入居不可
【優先入居】	応募者多数の場合は、次の順番で優先入居となります。 ①町外在住者 ②子どもがいる世帯 ③世帯主の年齢が45歳未満	
【住 所】	小坂鉦山字栗平 1	小坂字岩ノ下105-1
【家 賃】	1LDK 月額50,000円、2LDK 月額60,000円 (敷金なし、駐車場使用料・共益費は別途)	月額60,000円(敷金なし)
【家賃控除】	次に該当する方は、申請していただくと家賃から減額されます。 ①入居者と同居する子(18歳未満)がいる場合 → 子1人につき月5,000円 ②世帯主の年齢が45歳未満である場合 → 月10,000円 ※減額後の家賃の下限は35,000円です。	
【申込期限】	4月21日(金)	
【その他】	間取り図等詳細は広報こさか令和5年2月号をご覧ください。	

	渡ノ羽ハイツA-4、B-1 (若者定住促進住宅)	けやき宿舎 401号、403号、405号(町単住宅)
【住 所】	小坂鉦山字渡ノ羽14-1	小坂字下前田35-1
【家 賃】	35,000円(駐車場使用料別途)	14,200円~37,800円(駐車場使用料 共益費別途)
【概 要】	木造2階建ての1階 1LDK(B-1)、2階 1LDK(A-4)	RC造5階建ての4階 3DK
【入居条件】	単身入居可・所得下限あり・世帯主が40歳未満の方 ※町内の方も申込みできます。	単身入居可 所得制限なし
【申込期限】	4月21日(金)	

申込方法

「町営住宅入居申込書」に、入居予定家族全員分の「住民票」、「所得・課税・扶養証明書」、「完納証明書」を添えて、建設課にお申し込みください。

■お問い合わせ先 建設課建設班(TEL29-3910)

新住宅リフォーム支援事業

① 一般世帯

※令和3年度から再スタートしました

持ち家のリフォーム工事等を町内の業者と契約する場合、
工事費の20%、最大20万円を補助
(町単独の補助)

② 子育て世帯

持ち家型

18歳以下の子ども2人以上と同居している親子世帯が
持ち家のリフォーム工事等を県内の業者と契約する場合、
工事費の20%、最大40万円を補助
(秋田県の補助)

③ 移住・定住世帯

定着回帰型

実家に戻る移住世帯等が持ち家のリフォーム工事等を
県内の業者と契約する場合、
工事費の20%、最大40万円を補助
(秋田県の補助)

このほかに、中古住宅購入後に子育て世帯や移住・定住世帯が行うリフォーム工事等に対する補助金があります。

令和5年度・令和6年度

小規模修繕等契約希望者登録制度について

町が発注する小規模な修繕等について、建設業者等等級付名簿に申請することが困難な町内小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的な活用により町内経済の活性化を図ることを目的に実施されます。

■対象となる小規模修繕

1件の金額が50万円以下(消費税及び地方消費税の額を含む)

■登録できる方

町内に本店を有する法人または町内に住所を有する個人事業主で、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数は問いません。

■申請書類【(1)、(2)、(6)の様式は建設課にあります】

- (1) 小規模修繕等契約希望者登録申請書
- (2) 契約実績報告書
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し
- (4) 法人の方は商業登記簿謄本(法務局で発行)
個人の方は身分証明書(町民課窓口で発行)
- (5) 令和4年度納税証明書(町民課税務班で発行)
- (6) 暴力団排除に関する誓約書

■申込み・お問い合わせ先 建設課建設班(TEL29-3910)